

◎新潟県告示第253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和7年新潟県告示第780号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和8年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>新潟県は日本海北部に位置し、総延長630kmに及ぶ長い海岸線と佐渡島及び粟島の2島を擁している。中・下越地区には広い大陸棚が広がり、ヒラメ、カレイ類、タイ類などを対象とする底びき網漁業が盛んである。上越地区では沿岸から急深となり、沿岸近くで漁獲されるマダイを始め、ホッコクアカエビやニギスなど深海性の魚種が多く漁獲される。佐渡地区では岩礁域が多く、サザエ・アワビ・ナマコ等を中心とした採介藻漁業が盛んである。また、定置漁業により、主にクロマグロ、ブリ、アジが漁獲されており、刺し網、かご漁業によるカレイ類、タラ類、エビ・カニ類の漁獲も多い。</p> <p>本県の水産業は、<u>令和5年の生産量で2.8万トン</u>、生産額は<u>134億円</u>にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は<u>1,033経営体</u>、漁業就業者数は<u>1,500人（令和5年）</u>となっており、多くの沿岸地域において、水産業は主要な産業の一つとなっている。このように本県において水産業は、水産物の安定供給に重要な役割を果たしており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの</u>のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報等を共有することにより適切な</p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>新潟県は日本海北部に位置し、総延長630kmに及ぶ長い海岸線と佐渡島及び粟島の2島を擁している。中・下越地区には広い大陸棚が広がり、ヒラメ、カレイ類、タイ類などを対象とする底びき網漁業が盛んである。上越地区では沿岸から急深となり、沿岸近くで漁獲されるマダイを始め、ホッコクアカエビやニギスなど深海性の魚種が多く漁獲される。佐渡地区では岩礁域が多く、サザエ・アワビ・ナマコ等を中心とした採介藻漁業が盛んである。また、定置漁業により、主にクロマグロ、ブリ、アジが漁獲されており、刺し網、かご漁業によるカレイ類、タラ類、エビ・カニ類の漁獲も多い。</p> <p>本県の水産業は、<u>平成30年の生産量で2.9万トン</u>、生産額は<u>121億円</u>にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は<u>1,338経営体</u>、漁業就業者数は<u>1,954人（平成30年）</u>となっており、多くの沿岸地域において、水産業は主要な産業の一つとなっている。このように本県において水産業は、水産物の安定供給に重要な役割を果たしており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2～第5 （略）</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの</u>のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報等を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報</p>

資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) (略)

2・3 (略)

第7・第8 (略)

(別紙1-1)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分(くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。以下同じ。)にあっては、全量を新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

を活用していくこととする。

(3) (略)

2・3 (略)

第7・第8 (略)

(別紙1-1)

第1・第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分(くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知)第2の1に定める配分をいう。以下同じ。)にあっては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割9分を当該知事管理区分に配分し、残りの1分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業(法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置(法第60条第5項第2号に掲げる漁業及び新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号。以下「調整規則」という。)第4条第13号における漁業をいう。以下同じ。)	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があ

1 知事管理区分の漁獲量の公表について
 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、全量を新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

つた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について
 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 (略)

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中((2)に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割9分を当該知事管理区分に配分し、残りの1分を本県の留保枠とする。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 緊急報告体制

定置漁業の経営体及び漁業協同組合は、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があつた場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

ただし、法第31条の規定に基づく公表がなされた後は、報告基準に該当しない採捕であっても、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
定置漁業の経営体	定置漁業	1か統当たりの500キログラム

<p>1 知事管理区分の漁獲量の公表について 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>2 <u>法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について</u> <u>くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。</u></p> <p>(別紙1-3)～(別紙3-10) (略)</p>	<table border="1" data-bbox="842 168 1385 517"> <tr> <td></td> <td></td> <td>を超える量の採捕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業協同組合</td> <td>小型定置</td> <td>1か統当たり200キログラムを超える量の採捕</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1隻当たり100キログラムを超える量の採捕</td> </tr> </table> <p>県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、<u>速やかに当該採捕の数量を国に報告するものとする。</u></p> <p>2 知事管理区分の漁獲量の公表について 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>(別紙1-3)～(別紙3-10) (略)</p>			を超える量の採捕	漁業協同組合	小型定置	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
		を超える量の採捕							
漁業協同組合	小型定置	1か統当たり200キログラムを超える量の採捕							
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕							